

(ポイント)

●現行の行動規制が6月4日から6月14日まで再延長になります。行動規制の一部が緩和され、食料品店（八百屋、果物屋、肉屋、飲料水販売店、乳製品店等）、ガスシリンダー販売店、デパートメントストア（食料品販売部門に限る）、雑貨店の営業が午前9時までに関り許可されます（薬局は時間制限なく営業しています）。

新型コロナウイルス感染拡大を受けてのカトマンズ盆地内3郡における行動規制（11日間の再延長について）

1 カトマンズ、ラリトプール及びバクタプールの郡当局は2日、新型コロナウイルス感染拡大の防止措置として、現行の行動規制（Prohibitory Order）を6月14日までの11日間再延長することを発表しました。

2 本行動規制は6月4日から6月14日までとなります。行動規制の一部が緩和され、食料品店（八百屋、果物屋、肉屋、飲料水販売店、乳製品店等）、ガスシリンダー販売店、デパートメントストア（食料品販売部門に限る）、雑貨店の営業が午前9時までに関り許可されます（薬局は時間制限なく営業しています）。

過去の行動規制に関する領事メールは以下のとおりです。カトマンズ郡行政事務所 DAO(District Administration Office)が発出した注意喚起にある取り締まりや罰金についても注意してください。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100182293.pdf>

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100184676.pdf>

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100185469.pdf>

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100188208.pdf>

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100194087.pdf>

3 また、以前領事メールでお知らせした「カトマンズ郡における新型コロナウイルス感染症に関する新たな規制について」もご確認の上、やむを得ず外出する場合等にはご注意ください。

<https://www.np.emb-japan.go.jp/files/100194099.pdf>

4 行動規制は再度延長されることが決定しましたが、当地に滞在している邦人の皆さまにおかれましては、やむを得ず外出する場合には、引き続き、適切なソーシャル・ディスタンス（2m以上）を取り、3密（密閉・密集・密接）を避け、マスクの着用・手指消毒を行う等、各自十分な感染対策をしていただき、感染状況に関する報道等の情報をご確認くださいよう、お願いいたします。現在流行しているウイルスは、インドと同様の変異株の可能性が高く、以前と比較して、若年者も感染しやすくかつ短期間で重症化しやすい特徴を持っています。医療機関の病床数も引き続き逼迫して

いる状況であり、各自感染防御に十分つとめていただくようお願いいたします。

5 同様に、ネパール77郡のうち75郡の地域において行動規制が実施されているとの情報（6月2日現在）がありますので、併せて注意をお願いします。

※ この情報は、お知り合いや旅行者等にもお知らせください。

※ 在留邦人で在留届を提出されていない方がおられましたら、大使館へ在留届を提出するようおすすめ願います。

オンライン在留届HP：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

※ 近く帰国・離任を予定されている方、または既に帰国されている方は速やかに大使館までご連絡下さい。

※ このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及びたびレジに登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。自動配信を希望されない方は、帰国届を提出していただくか、たびレジへの登録をご自身で停止していただく必要があります。

「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止されたい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

大使館代表電話：977-98510-43741、977-98510-20405

（2021年5月5日から当面の間、開館時間中における当館の代表電話番号を上記のとおり一時変更させていただいております。）

通常の大使館代表電話：4426680

※ 閉館時（休館日や夜間など）には、上記通常の大使館代表電話から緊急電話対応者に転送されます。